

「豊中市緑と食品のリサイクルプラザ推進連絡会」設置要綱

(設 置)

第1条 「豊中市緑と食品のリサイクルプラザ」(剪定枝・生ごみ堆肥化)事業運営の円滑な推進を図るとともに、庁内関係部局及び特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ21との連絡調整を行うため、「豊中市緑と食品のリサイクルプラザ」(剪定枝・生ごみ堆肥化)推進連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

(構 成)

第2条 連絡会は、別表の者で構成する。

(議 長)

第3条 連絡会に議長を置く。

- 2 議長は、公園みどり推進課職員をもって充てる。
- 3 議長は、必要に応じて関係部課から担当者の出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 連絡会の事務局は、環境部公園みどり推進課があたる。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、連絡会の議を経て議長が定める。

- 附 則** この要綱は、平成14年(2002年)1月24日から実施する。
附 則 この要綱は、平成15年(2003年)4月1日から実施する。
附 則 この要綱は、平成17年(2005年)4月1日から実施する。
附 則 この要綱は、平成23年(2011年)4月1日から実施する。
附 則 この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から実施する。
附 則 この要綱は、平成29年(2017年)4月3日から実施する。

別 表

環境部公園みどり推進課 環境部環境政策課 環境部減量計画課 教育委員会学校給食課原田学校給食センター 教育委員会学校給食課走井学校給食センター 特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ21

